

575

0698

様式44

令和5年12月28日

三重県知事 一見勝之 殿

医療法人の住所 三重県松阪市下村町522番地6

医療法人の名称 医療法人心成会

理事長名 植松康明

電話 0598 (60) 0677

決算届

令和4年9月1日から令和5年8月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年10月31日 前年度決算の決定の件

令和 5年 8月31日 次年度事業計画及び収支予算の決定の件

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

様式 2

法人名 医療法人心成会

※医療法人整理番号 0698

所在地 三重県松阪市下村町 5 2 2 番地 6

財 産 目 録

(令和 5 年 8 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	94,599 千円
2. 負 債 額	94,495 千円
3. 純 資 産 額	103 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	79,326
B 固 定 資 産	14,800
C 繰 延 資 産	471
D 資 産 合 計 (A+B+C)	94,599
E 負 債 合 計	94,495
F 純 資 産 (D-E)	103

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人心成会
 所在地 三重県松阪市下村町5-2-2番地6

※医療法人整理番号 17698

貸 借 対 照 表
 (令和5年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	79,326	I 流動負債	10,354
II 固定資産	14,800	II 固定負債	84,141
1 有形固定資産	14,610	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	0	負債合計	94,495
3 その他の資産	189	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
III 繰延資産	471	I 基金	16,539
		II 積立金	△16,435
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	103
資産合計	94,599	負債・純資産合計	94,599

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人心成会
 所在地 三重県松阪市下村町5-2-2番地6

※医療法人整理番号 0698

損 益 計 算 書
 (自 令和4年9月1日 至 令和5年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	70,544
2 事業費用	85,342
本来業務事業損失	14,797
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	14,797
II 事業外収益	2,144
III 事業外費用	600
経常損失	13,253
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	13,253
法人税等	72
当期純損失	13,326

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監事監査報告書

医療法人心成会
理事長 植松 康明 殿

私は、医療法人心成会の 令和4年度（令和4年9月1日から令和5年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年10月31日
医療法人心成会
監事 伊藤 泰三